

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年11月1日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 記者会見等配信システム音響・通信設備更新業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び業務仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書及び業務仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)の業務名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札参加資格を有し、令和3・4・5年度岩手県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者名簿で「ネットワーク関連」及び「インターネット関連」を認定業務としている者であること。
- (4) この広告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置を受けていないこと。
- (5) この広告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (8) 入札日現在で、岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有している者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県政策企画部広聴広報課報道担当 電話番号：019-629-5285 F A X 番号：019-651-4865
なお、岩手県公式ホームページからダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和5年11月21日(火) 午前11時00分

場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁 塔屋3階 映写室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 本件入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和5年11月14日(火) 午後5時00分までに3(1)の場所に提出しなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。